



発行/福岡市中央料飲店組合
〒810-0002 福岡市中央区西中洲 5-15
セントラルパークタワービル 3F
TEL.092-751-2208
FAX.092-751-8430
<http://fcrk.jp>

暑中お見舞い申し上げます
事務所夏季休業 8月11日(木)~15日(月)まで
酷暑の折、くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます
令和4年 盛夏



組合レクリエーション 2022 開催決定

開催日 令和4年9月11日(日)雨天決行

会場 初音旅館(糸島市)

参加申込締切日 8月19日(金)※定員 100 名になり次第締め切ります

詳細はチラシをご覧ください

お申し込みは QR コード、電話、FAX、メールにて！



福岡コロナ特別警報の発動について※7月22日付

福岡県の新規陽性者数は、県内全域で感染が拡大している状況であり、第7波のただ中にあると考えています。病床使用率は、福岡コロナ特別警報の発動の目安である50%を上回っています。また、今後、夏休みを控え、さらに人と人との接触機会が増えることが見込まれます。これらを踏まえ、県民・事業者の方々へ、より一層の感染防止対策の徹底及び医療を守る取組へのご協力をお願いするため、本日、福岡コロナ特別警報を発動することといたしました。感染拡大防止の徹底と社会経済活動の活性化の両立に向け、これらの要請へのご協力をお願いいたします。

県民への要請

- より一層の感染防止対策の徹底
 - ・ ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指の消毒、三密の回避、換気など、基本的感染防止対策の徹底。エアロゾル感染を防ぐためにも、特に、換気を徹底
 - ・ 会食や会合など、人が集まる場所に参加する場合は、人との距離を確保し、大声など感染リスクが高まる行動を自粛。外食の際には、県の第三者認証を受けた「感染防止認証店」をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店の利用
 - ・ 発熱や倦怠感など、少しでも体調が悪ければ外出を控え、医療機関を受診
 - ・ 発熱などの症状はなくても、感染不安を感じる方や、帰省や旅行、会食などのご予定のある方は、無料検査を活用
 - ・ 帰省などで高齢者等と接する方は、屋内でもマスク着用・こまめな換気など、感染防止対策を徹底し、高齢者等を守る行動を実践
 - ・ ワクチン接種について、高齢者等の方には、早めの4回目接種の検討
 - ・ 若い世代の3回目接種率は低い水準にとどまっており、接種がまだお済みでない方々は、早めの接種を検討
- 医療を守るための協力
 - ・ 軽度の発熱や咳、喉の痛みといった症状の方も含め、夜間、休日の受診者が急増し、検査・診察までに長時間の待機を要しており、小児の方、高齢者の方、基礎疾患を有する方の診療が困難な状況。受診が可能な方は、平日日中にお近くの診療・検査医療機関を受診していただきたい(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#c>)
 - ・ コロナが疑われる方で119番通報を悩む場合は、通報の前に、まずは24時間対応の「受診・相談センター」に相談(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#d>)
 - ・ ご自身が陽性者になり、自宅療養する場合に備え、日頃から解熱剤や食料、日用品などの備蓄
 - ・ 自宅療養中に症状が悪化した場合には、平日日中は保健所に、休日・夜間は専用ダイヤルに、まずは連絡
また、保健所からSMS(ショートメッセージサービス)により、療養上の留意事項の連絡等が届いた場合、必ずメッセージを確認

事業者への要請

- ・ 飲食店を含む事業者の皆様は、改めて業種別ガイドラインの確認及びその遵守。特にこれからの季節は、エアコンの使用で窓を閉めることが多くなるため、換気の徹底
- ・ 祭り、コンサート等のイベントの主催者は、規模・内容により、「感染防止安全計画」または「感染防止策チェックリスト」を作成。換気の徹底や来場者の密集回避などの感染防止対策の着実な実行

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯への国民健康保険料の減免について



【福岡市】新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した世帯に対し、国民健康保険料の減免についてご案内します。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※1の令和4年中の収入減少が見込まれる世帯で次の①～③のすべてに該当する世帯の方

- ① 令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入※2が令和3年中と比べて30%以上減少する見込み
- ② 令和3年中の所得※3の合計額が1000万円以下である
- ③ 30%以上の収入減少が見込まれる所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下である

令和3年中の所得が確認できない場合、減免手続きができませんのでご注意ください

※1 主たる生計維持者とは、基本的には「国民健康保険の世帯主」のことです

※2 収入とは、総支給額(税金や保険料が引かれる前)、売上の金額です。

- 保険金、損害賠償等により補填される金額は収入に含めます。

- 国・県から支給される各種給付金は収入に含みません。

※3 所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた、各種所得控除を行う前の金額です。

ご自身の世帯が減免の対象となるかは、フローチャートにてご確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/76006/1/01genmenfurow.pdf?20220614151911>



減免の対象となる保険料 令和4年度分の保険料(令和4年4月から令和5年3月までに納期限が到来する保険料)

申請方法・申請書類等

申請は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。市ホームページより申請書が印刷できます。なお、印刷が難しい場合は、減免申請書等を送付しますので、区(出張所)保険年金担当課にご連絡ください。

申請に必要な書類(市のホームページよりダウンロードできます)

- 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免申請書
- チェックリスト

主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

- 収入申立書
- 主たる生計維持者の30%以上減少が見込まれる収入の確認書類
 - 令和3年中の収入額がわかる書類
源泉徴収票、確定申告書(控)などの写し
各種給付金を受け取られている場合、決定通知書もしくは所得の内訳欄を含む確定申告の控えの写し等証明となるもの
 - 令和4年中の収入状況がわかる書類
給与明細書、帳簿、売上台帳などの写し
各種給付金を受けとられている場合、決定通知書もしくは所得の内訳欄を含む確定申告の控えの写し等証明となるもの

申請期限 令和5年3月28日(火)まで

お問い合わせ先	減免について	納付相談について
東区保険年金課	092-645-1102	092-645-1103
博多区保険年金課	092-419-1118	092-419-1119
中央区保険年金課	092-718-1124	092-718-1125
南区保険年金課	092-559-5152	092-559-5153
城南区保険年金課	092-833-4123	092-833-4124
早良区保険年金課	092-833-4372	092-833-4322
西区保険年金課	092-895-7090	092-895-7091
西区西部出張所	092-806-9432	092-806-9432

組合費の振替日は毎月 20 日です(土日祝日の場合は翌営業日)。残高の確認をよろしくおねがいます。組合費はお支払い忘れのない、手数料無料の銀行口座振替が便利です。ご希望の方は組合事務所までご連絡ください。